公布された条例のあらまし

◇奈良県事務処理の 特例 関する条例 の 部を改正する条例

- 1 事務を処理する町村の追加
- (1) 用河川 す 権限に属する事務並びにその他の立入及び境界確定に関する知事 る事務を処理する関係町を追加することとした。 国有財産法に基づく国土交通省所管 の用に供され ている国有財産に係る立入及び境界確定に関する知 \mathcal{O} 国有 財産に係る河川法に規定する の権限に 事 属 \mathcal{O} 準
- (2)務を処理する関係村を追加することとした。 水道法に基づく簡易専用水道の清掃の指示等に係る 知 事 \mathcal{O} 権 限 に 属する事
- 2 施行期日等
- (1) 平成三十一年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県議会議員 等の 一部を改正する条例 の 議員報酬 額 費用 弁償額及び期末手当 の 額並 び にそ の支給条例

第一 条例の 奈良県議会議員の 一部改正 議員報酬額、 費用弁償額及び期末手当 0 額並 び にその支給

(1) 平成三十年度

期末手当の額を次

 \mathcal{O}

と

おり改定することとした。

十二月期 一・七二五月分 → 一・七七五月分

(2) 平成三十一年度以降

六月期 一·五七五月分 → 一·六七五月分

十二月期 一・七七五月分 → 一・六七五月分

知 事及び 副知事 \dot{O} 給与及び旅費に関する条例 \mathcal{O} 部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成三十年度

十二月期 一・七二五月分 → 一・七七五月分

(2) 平成三十一年度以降

六月期 五七五月分 六七五 月分

十二月期 七七五月分 六七 五 月 分

委員会の 委員その 他特別職 \mathcal{O} 職員 \mathcal{O} 給与等 に関する条例 \mathcal{O} 部 改正

期末手当の額を次 \mathcal{O} とおり改定することとした。

(1) 平成三十年度

十二月期 --- 七二五月分 七七五月分

(2) 平 成三十一年度以降

六月期 一·五七五月分 六七五 月 分

十二月期

七七五月分

六七五

ガ月分

第四 教育長の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の額を次の とおり改定することとした。

(1) 平成三十年度

十二月期

七二五月分 七七五 月分

(2) 平成三十一年度以降

六月期 五七五月分 六七五 月 分

七七五月分 六七五月分

第五 施行期日等

十二月期

平成三十年十二月二十五日 から施行することとし た。 ただ 第 \mathcal{O} (2) 第

三 の (2) 第三の(2)及び第四 \mathcal{O} (2) は、 平成三十一年四月一 日から施行することと

した。

2 第一の (1) 第二の (1) 第三の (1)及び第四 \mathcal{O} (1) は、 平成三十年十二月 日 か 5

適用することとした。

3 \mathcal{O} 他所要の経過規定を置くこととした。

$\stackrel{\diamondsuit}{-}$ 般職の 職員 (の給与に関する条例等 の 部を改正する条例

第一 般職 0 職員の 給与に関する条例 \mathcal{O} 部改正

給料表 \mathcal{O} 改定

全給料表 の給料月額に 0 11 給料表 0 改定に関する人事委員会勧告に 準じ

改正することとした。

+		2
することとした。	初任給調整手当、	諸手当の改定
	宿日直手当、	
	期末手当及び勤勉手当の額を次のとおり改定	

- (1) 任給調整手当
- T 医療職給料表 (一適用の 職員

兀 匹、 三〇〇円 几 匹

 \bigcirc

Ŏ 円

医療職給料表一適用の 職員以 外 の医師等の 職員

月額 五〇 七〇〇円 五〇 八〇〇円

(2) 宿日直手当 (支給限度額)

般の宿日直 一回 匹 二〇〇円 匹 兀

、執務時間が通常の 執務日の二分の 一の時間 である 日 この退庁時 か ら引き続

場合 口 六、 三〇〇円 六〇〇円)

業務当直 旦 七、 二〇〇円 弋 兀 \bigcirc

Ŏ 円

、執務時間が 2通常の 執務日の二分の の時間である 日 \mathcal{O} 退庁 時 カュ ら引き続

〇〇円)

常直 口 $\stackrel{\checkmark}{\circ}$ 月額二一、 八〇〇円 円

く場合

〇 〇 〇 〇 円

(3) T 期末手当 再任用職員以外の (平成三十一年度以降 職員

(7)特定幹部職員以外の

職員

六月期 •二二五月分 三月分

十二月期 三七五月分 三月分

(1) 特定幹部職員

六月期 〇二五月分 月分

十二月期 一七五月分 月分

再任用職員

(7)特定幹部職員以外の 職員

六月期 六五月分 七二五 月分

十二月期 八〇月分 七二五 月 分

(1)特定幹部職員

六月期 五五月分 六二五月分

第

給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、

特定任期付職員の給料月額を

改正することとした。

2 期末手当(平成三十年度)

十二月期 一・六五月分 → 一・七

3 期末手当(平成三十一年度以降)

六月期 一·六五月分 → 一·六七五月分

十二月期 一・七○月分 → 一・六七五月分

第三 般職の任期付研究員の採用等に関する条例 \mathcal{O} 一部改正

1 給料表の改定

給料表の 改定に関する人事委員会勧告に準じ、 任期付研究員の給料 月額を改

正する。

2 期末手当(平成三十年度)

十二月期 一・六五月分 → 一・七月分

3 期末手当(平成三十一年度以降)

六月期 一·六五月分 → 一·六七五月分

十二月期 一・七○月分 → 一・六七五月分

第四 施行期日等

1 平 成三十年十二月二十五 日 カン 5 施行することとし た。 ただ į 第 \mathcal{O} 2 \mathcal{O} (3)

及び (5)第二の3並びに第三の 3 9 1 ては、 平成三十一年四月一 日 カゝ ら施 行

することとした。

2 第一の 1並びに2の (1) 及び (2)並びに第二の 1 並び に第三 \mathcal{O} 1 に 0 11 7 は平成

三十年四月一日から、 第一の 2 0 (4) 第二の2及び第三の2に 0 て は同年十

二月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

個人県民税 \mathcal{O} 寄附金税額控除に係る適用対象の特例

対 ズニ〇ニ 平成三十三年十二月三十一日までに公益財団法 て支出 関西組織委員会に対 した寄附金とみなし て支出 個人県民税の した寄附金は 寄附 人ワ 金税額控除 条例 ル ド に規定するも 7 スタ \bigcirc 適用対象と ズ ゲ \mathcal{O} 12 1

することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県消費者行政活性 化基金条例 の 部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成三十一年三月三一 日までとすることとした。

施行期日

公布の日から施行することとした。

>建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 木造建築物等である特殊建築物 の外壁等に係 いる制限 \mathcal{O} 廃 il:

物の外壁等に係る制限を廃止することとした。

建築基準法の改正に伴い

条例で付加

してい

る木造建築物等である特殊建築

2 自動車車庫等の構造に係る制限の一部の廃止

建築基準法施行令の 改正に伴い 条例で付加 て 11 る自動車車庫等 すの構造に

制限 \mathcal{O} うち、 自動 車車庫等の 用途に供する部分とそ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 用 途 に供 する部

分との П 部に防火戸 を設け なけ れ ばなら ない 制限を廃止することとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

1 奈良県立奈良高等学校の位置の特例

奈良県立奈良高等学校は 条例 の規定に カュ カュ わらず、 平成三十一年四月

カ ら規則で定め る日まで奈良市及び大和 郡 山 市 に置くものとすることとした。

施行期日

公布の日から施行することとした。